

放送大学と琉球大学との単位互換の実施に関する取扱要項

(令和5年5月25日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、学則第15条に基づき、「放送大学と琉球大学との間における単位互換に関する協定書」及び「放送大学と琉球大学との間における単位互換に関する協定についての覚書」に定めるもののほか、放送大学と琉球大学（以下「本学」という。）との単位互換の実施について、必要な事項を定める。

(単位互換科目)

第2条 放送大学で開講される授業科目のうち、単位互換により本学の学生が履修する授業科目（以下「互換科目」という。）は、別表「放送大学との単位互換科目」のとおりとする。

(受入れ学生数)

第3条 単位互換の協定に基づき、放送大学が受入れる本学学生の数は、150人とする。

(学生の身分)

第4条 単位互換の協定により放送大学の授業科目を履修する学生の放送大学における身分は、「特別聴講学生」とする。

(出願手続き)

第5条 放送大学への出願手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放送大学への出願手続きは、放送大学が定める手続き・様式により行い、各学部学務担当係で出願書類を取りまとめて学生部へ提出する。学生部は、提出された出願書類を放送大学へ送付する。
- (2) 放送大学から受入れ予定学生として決定された者の授業料(聴講料)は、学生が個々に所定の銀行口座に振り込むものとする。

(履修方法)

第6条 互換科目の履修期間、成績の評価及び単位の授与については、放送大学の定めるところによる。

(単位の認定)

第7条 単位の認定については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各学部・学科・課程等が別表に定める互換科目の単位を当該学部・学科・課程等の学生が修得した場合は、本学で修得した単位とみなし、卒業の要件となる単位として取扱うことができる。ただし、卒業の要件となる単位数は、学則第15条に定める60単位に含むものとする。
- (2) 学則第19条第2項の授業方法により修得した互換科目の単位については、学則第43条第2項のとおり取り扱うものとする。

(成績評価)

第8条 放送大学が行う成績の評価は、下記のとおり取扱う。

放送大学評語	琉球大学評語
Ⓐ	A
A	B
B	C
C	D
D E	F

(留意事項)

第9条 放送大学と単位互換を実施する際には、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 互換科目の登録単位数は、「琉球大学各学部共通細則」第7条に定める1個学期の上限単位数20単位には含まないものとし、同細則第8条に定める1学年最低履修単位数16単位には含むものとする。
- (2) 放送大学において履修する授業科目の通信指導の再提出及び再試験の実施は翌学期に行われることから、当該再試験により修得された単位は、再試験が行われた学期に修得されたものとして取り扱う。
- (3) 最終学年の最終学期に在学する学生は履修できない。

(改廃)

第10条 この要項の改廃は、グローバル教育支援機構会議の議を経て、グローバル教育支援機構長が行う。

附 則 (令和5年5月25日)

- 1 この取り扱いは、令和5年5月25日から実施し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 放送大学と琉球大学との単位互換の実施に関する取扱いについて(平成7年10月1日教育委員会)は、廃止する。